別表「防災担当」の項中14及び15を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 14 | 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。 | |
| | 一 | 設立 |
| | 二 | 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 |
| 15 | 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（前項に係る部分に限る。）。 | |

**附　則**

この訓令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第九条第二項の認可の日の翌日から施行する。

# 告　示

**○総務省告示第五十二号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五十六条第一項の規定により、次のとおり電波天文業務の用に供する受信設備を指定したので、同条第三項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十条の六第三項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

総務大臣　川端　達夫

一　受信の業務の種別　電波天文業務

二　その受信設備を設置している者の氏名又は名称　大学共同利用機関法人　自然科学研究機構

三　設置場所　鹿児島県鹿児島市平川町字狐迫二一五五番地

東経　一三〇度三〇分二六秒

北緯　三一度二七分五一秒

四　受信しようとする電波の周波数

二三・六GHzから二四・〇GHzまで

八六・〇GHzから九二・〇GHzまで

一〇五・〇GHzから一一六・〇GHzまで

五　運用時間　常時

六　指定の有効期間　平成二十四年二月十一日から平成三十四年二月十日まで

**○法務省告示第七十一号**

東京都板橋区役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十四年二月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

東京都板橋区大谷口一丁目四十番地　佐々木年廣

**○法務省告示第七十二号**

長野市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年三月二十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、長野市役所又は長野地方法務局に照会すること。

平成二十四年二月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

長野県上水内郡古里村大字三才二百五番地

小池三之助

**○外務省告示第四十六号**

平成二十四年二月十三日にダカール（セネガル）で、ビサウ市小学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニアビサウ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ビサウ市小学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億九千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　深田博史在ギニアビサウ大使（セネガルにて兼轄）

ギニアビサウ側　マリオ・レオポルド・カブラル在セネガル　ギニアビサウ大使

平成二十四年二月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

**○外務省告示第四十七号**

平成二十四年二月十五日にカトマンズで、シンズリ道路建設計画（第三工区）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　シンズリ道路建設計画（第三工区）を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億七千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月十五日まで

4　署名者

日　本　側　髙橋邦夫在ネパール大使

ネパール側　クリシュナ・ハリ・バスコタ財務省次官

平成二十四年二月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

**○農林水産省告示第四百八十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県高梁市備中町西油野字車ノ上二三四四、二三四五、字平井向二三五〇の一、二三五〇の二、二三五一の一、字小畝二三五九、字山ノ神二四〇二、字家ノ下二四〇三の二、字奥畑ノ上二四〇六の一、字二本木二四一八の一、備中町平川字ヤマブシ久保三七七四、字金畑三七七五、字山ブシ久保三七七六、字山ふし久保三七八〇、字サイノ谷山三九二〇、字カイチひらき道上エ三九三一、字カイチヒラキ道下タ三九三二、字一ツ山ノ向三九四四の一、三九四四の二、字カマモト向三九五二、字かまの本三九五四、字カマノ元三九五五、字大サア三九五六、字大さの道下タ三九六〇、字大さの道上エ三九六一、三九六二、字カツランゴ三九六五、字西ヒラ三九七〇、字ニシひら三九七一の一、字カン向三九八五、三九八八の一、三九八八の二、字はんやノ向三九八六の一、三九八七、字ツリノ下モ三九八九の一、字中西ノ向三九九〇の一、字たん道下タ三九九二、三九九四、三九九六、字たん山三九九三、字下モ向四〇〇〇の一、字下ノ向上四〇〇一の一、四〇〇一の二、字下向上四〇〇二、字神田畑四〇三五の一、字ワレ石四〇四五の一、四〇四五の二、字大畑四〇九二、字川ノ上エ四〇九四の二、字中東四〇九五、字川ノ西四〇九六、字小屋四〇九七、字堂ノ本四〇九八、字前畑四一〇二の二、四一一三、字家ノ背戸四一〇三、字中四一〇四の一、四一〇四の二、字中西四一〇五、字家ノ上エ四一〇六、字家ノ下タ四一一五、字竹ノハナ出口四一一七の一、字東ノ前四一一八、字荒神ノ西四一二一、字荒神上四一二三の一、四一二四、字墓ノ本四一四三の一、字墓ノワキ四一四四の一、字平川本四一四五、四一四九、字リウゾ四二七八の一、字カラ谷四五二三の一、四五二三の三、字隠地向五一九六、字ササヤ久保五一九九の一、字かからノ向五二五四、字おんじ向五二五五、字本田向五二六三の一、五二六三の二

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　岡山県井原市笹賀町字金光寺一〇五六、一〇六六、一〇六八

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）